

平成31年2月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(ワ)第134号 動産引渡請求事件

口頭弁論終結日 平成30年12月19日

## 判 決

5 高松市鹿角町259-4

原 告 水 本 典 孝

同訴訟代理人弁護士 伊 藤 雅 啓

徳島県阿波市吉野町五条字北原452番地の1

被 告 佐 藤 準 一

10 同訴訟代理人弁護士 秋 山 洋

同 高 畑 豪 太 郎

## 主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 15 第1 請求

被告は、原告に対し、別紙目録1ないし5記載の柴犬を引き渡せ。

### 第2 事案の概要

20 本件は、柴犬のブリーディング・販売を業とする原告が、別紙目録1ないし5記載の柴犬（以下、全体を「本件各犬」といい、個別には「本件犬1」などという。）につき、原告が所有權ないし処分權を有しており、使用貸借として被告に貸し渡していたものであるから、その返還を求めるとして、被告に対し、主位的には使用貸借の終了に基づき、予備的には所有權に基づき、その引渡しを求める事案である。

25 1 前提事実（証拠を掲記したもの以外は、当事者間に争いがない。）

(1) 原告は、讃岐水本荘の屋号で、柴犬のブリーディング・販売を行っている者

である。讃岐水本荘で生まれた柴犬は、公益社団法人日本犬保存会（以下「日本犬保存会」という。）主催の展覧会（以下「展覧会」という。）等で多数の受賞歴がある（乙8、弁論の全趣旨）。

被告は、平成26年10月初め頃、原告から柴犬（心竜号、心竜丸号）を購入し、以後、原告と被告との付き合いが始まった。

（2）展覧会へは、日本犬保存会の会員所有の登録犬でなければ出陳できない（乙26）。

（3）日本犬保存会の規定では、登録犬の所有者が変更したときは、所定の登録犬譲渡報告書（以下「譲渡証」という。）に血統登録証明書（以下「血統書」という。）を添えて、日本犬保存会に提出し移動の証明を受けなければならないものとされている（乙2）。

（4）原告は、被告に対し、平成29年1月13日到達の書面で、同書面到達後2週間以内に本件各犬を返還するよう催告した。

## 2 争点及び争点に関する当事者の主張

（1）使用貸借の成否（主位的請求関係）

（原告の主張）

ア 原告は、被告に対し、次の各時期に、返還期限を定めず、本件各犬を無償で貸し渡した。

本件犬1 平成27年9月頃

本件犬2 平成27年5月頃

本件犬3 平成27年11月頃

本件犬4 平成28年6月頃

本件犬5 平成28年7月頃

イ 本件各犬について、被告への名義変更がされているのは、展覧会に出陳するには所有者として登録されている必要があったからにすぎず、被告への譲渡がされたものではない。

(被告の主張)

使用貸借は否認する。

被告は、後記のとおり、原告との間の代物弁済ないし清算合意に基づいて、本件各犬を受け取ったものである。被告は、原告から本件各犬の譲渡を受けた際、前所有名義人の記名押印のある譲渡証の交付を受けており、これに基づき、血統書の所有名義も被告へと変更された。日本犬保存会の制度上、実際には所有権を移転していないにも関わらず、譲渡証を発行し血統書にこれを反映させることは許されていない。

(2) 代物弁済ないし清算合意の成否（予備的請求関係）

(被告の主張)

ア 原告と被告が讃岐富士号の売買を合意解除したことにより、原告は、被告に対し、売買代金300万円の返還債務を負っていた。原告と被告は、上記債務の支払に代えて、原告が被告に300万円に見合う価値のある柴犬を譲渡するとの合意をし、その合意に基づき、次のとおり、本件各犬の所有権を移転し、これらを引き渡したものである。

本件犬1 平成27年10月頃

本件犬2 平成27年9月頃

本件犬3 平成27年12月4日頃

本件犬4 平成28年6月5日頃

本件犬5 平成28年8月19日頃

イ 原告と被告の間では、上記代物弁済に当たり、その都度、いくらの弁済に代えるのかという金額は決めておらず、300万円に達するまでとの合意の範囲で、順次譲渡がされていったものである。なお、金額が不特定であるために代物弁済とみることができないとしても、原告と被告は、平成28年9月頃、奈良で開催された展覧会の後、既に原告から被告に譲渡された柴犬（本件各犬を含む。）によって、前記300万円の返還債務を清算済みとするこ

とを合意したから、遅くともこのときには、所有権移転の効果は確定した。

(原告の主張)

代物弁済ないし清算合意は否認する。

前記のとおり、本件各犬は使用貸借として貸し渡したものである。

### 5 第3 争点に対する判断

#### 1 認定事実

(1) 証拠（甲5, 8, 乙40, 証人佐藤るみ、原告本人、各項末尾に掲記のもの）

及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 被告は、原告に対し、平成26年10月初め頃、全国展覧会で賞をとれる  
10 ような犬がいれば売ってもらいたいと依頼し、心竜号（登録番号；H26-  
22653号）及び心竜丸号（同；H26-22654号）を代金合計30  
万円で購入した。原告は、平成26年10月上旬頃、心竜号及び心竜丸号の  
血統書と譲渡証を被告の自宅に持参して、被告に渡した。その際、原告は、  
連れて来ていた千花小町号（同；H26-16409号）について、成長す  
15 れば展覧会で受賞できると思われるとして購入を勧め、被告の妻佐藤るみ  
(以下「るみ」という。)が代金15万円でこれを購入した。

被告は、心竜号及び心竜丸号につき同月6日に、るみは、千花小町号につ  
き同月14日に、それぞれ所有者変更の登録を了した。

(乙9ないし13)

20 イ 被告とその妻は、一般貨物自動車運送事業を営む

(以下「[ ]」といふ。)を経営していたところ、原告が、家族が多いので関連事業にも広がりを持つ運送業をしてみたいと申し出たことから、  
被告は、原告の経営する株式会社水本工務店（以下「水本工務店」という。）  
が第一種貨物利用運送事業の登録ができるようにと、[ ]の依頼し  
25 ている行政書士を紹介し、その報酬を[ ]で負担するなどの便宜を  
供与した。被告は、原告に対し、その見返りとして、展覧会で受賞できるよ

うな優れた柴犬を見極めて回すよう求めた。(乙28ないし31)

ウ 原告は、被告に対し、平成26年12月終わり頃、讃岐富士号（同；H25-8849号）を引き渡し、その数日後、その血統書と譲渡証を交付した。被告は、平成27年1月7日、讃岐富士号につき所有者変更の登録を了した。

（乙25）

エ 原告は、被告に対し、平成27年1月7日頃、獅輝号（同；H26-9688号）を引き渡し、被告は、同日、所有者変更の登録を了した（乙37の3）。

オ 被告は、水本工務店に一般貨物自動車運送事業の許可を得させるため、平成27年3月頃から、取引のあったトラック販売会社との値引き交渉をしたり、適切な事業計画を策定できるよう仕事を回したりするなど、原告への便宜供与をし、水本工務店は、同年9月17日、上記許可を得た（乙32ないし35、乙36の1ないし4）。

カ 原告は、るみに対し、平成27年1月30日頃、梓煌己姫号（同；H26-6383号）を引き渡し、るみは、同日、所有者変更の登録を了した（乙37の1）。

キ 原告は、被告に対し、平成27年6月頃、鈴養丸号（同；H25-28238号）を引き渡し、被告は、同月18日、所有者変更の登録を了した（乙18）。

ク 原告は、被告に対し、平成27年6月22日頃、寿の亮太号（同；H27-10691号）を引き渡し、被告は、同日、所有者変更の登録を了した（乙37の7）。

ケ 原告は、被告に対し、平成27年8月20日頃、翔太号（同；H26-16395号）を引き渡し、被告は、同月24日、所有者変更の登録を了した（乙37の6）。

コ 原告は、被告に対し、平成27年9月2日頃、泰雅号（同；H26-14

709号) 及び光輝竜号(同; H26-16388号)を引き渡し、被告は、  
同月7日、それぞれ所有者変更の登録を了した(乙37の4、5)。

5

サ 原告は、被告に対し、本件犬2(光神力丸号)を引き渡した(その時期には争いがある。)。本件犬2について、平成26年3月20日に原告への所有者変更登録がされた後、同年5月7日、佐野弘好(以下「佐野」という。)への所有者変更登録(譲渡日空欄)がされ、平成27年9月11日、被告への所有者変更登録(譲渡日同年6月10日)がされている。(乙1の1、乙3の1、乙38の1、2、乙39)。

10

シ 原告は、被告に対し、平成27年9月ないし10月頃、本件犬1(健竜号)を引き渡した。本件犬1の血統書には、作出者原告、平成22年10月18日、大村利秋への所有者変更登録(譲渡日同年9月3日)、平成24年2月14日、佐野への所有者変更登録(譲渡日同月1日)、平成27年7月2日、成沢政道(以下「成沢」という。)への所有者変更登録(譲渡日同年6月1日)、平成27年10月19日、被告への所有者変更登録(譲渡日同月13日)との記載がされている。(乙1の2、乙3の2)。

15

ス 讃岐富士号は、平成27年11月7日、右側膝内側皮膚炎との診断を受けた(乙20)。

20

セ 原告は、被告に対し、平成27年11月末ないし12月初め頃、本件犬3(光神蘭丸号)を引き渡し、被告は、同年12月4日、所有者変更の登録を了した(乙1の3、乙3の3)。

25

ソ 原告は、被告に対し、平成28年5月ないし6月初め頃、本件犬4(竜飛号)を引き渡し、被告は、同年6月13日、所有者変更の登録を了した(乙1の4、乙3の4)。

タ 原告は、被告に対し、平成28年8月19日頃、本件犬5(瀬戸の天龍号)を引き渡し、被告は、同月29日、所有者変更の登録を了した(乙1の5、乙3の5)。

チ 原告と被告は、平成28年9月頃、奈良県で開催された展覧会の後、関係を断ち切ることとなり、以後、両者の間で犬のやりとりはない。

ツ 被告は、「徳島佐藤荘」を犬舎号として日本犬保存会に登録しており、るみは、「四国優誉荘」の犬舎号で日本犬保存会に登録している（甲4）。

5 テ 被告は、展覧会に出陳する際、原告のグループに属する飼育家である竹田暁（以下「竹田」という。）に対し、1時間3000円の対価を払って、毛をといて毛作りをしてもらったり、1回5万円の対価を払って、展覧会でハンドラーをしてもらったりしていた。

ト 原告は、展覧会に出陳できるような犬を飼育する複数の飼育家とグループを作っており、原告の下で生まれた子犬をグループの者に預けて、調教を受けさせ、そのエサ代等の実費を原告が負担していた。

原告のグループに属する飼育家らは、原告から預かった犬を展覧会に出陳する際には、原告から血統書及び譲渡証の交付を受けて、自らの名義に所有者変更登録をした上で、自らの所有する犬として展覧会に出陳していた。

10 15 上記飼育家らは、原告から血統がよく素質のある犬を預かり、これを飼育・調教することで、展覧会での受賞という栄誉を得られ、他方、原告も、飼育実績のある飼育家らが適切に飼育・調教して受賞すれば、原告の犬舎号が作出者として表示され、ブリーダーとしての評価が高まるという関係にあった。（原告は、作出奨励賞を継続して受賞している。）ことから、上記のような犬の預託に関し、両者の間で対価の授受はされていなかった。

ナ 日本犬保存会では、実際には所有権を移転していないにも関わらず、譲渡証を発行し血統書にこれを反映させて、日本犬保存会との関係では所有権が移転しているもの扱うような合意の効力を認めていない（乙24、41）。

ニ 日本犬保存会では、所有者変更登録の際、手数料として1頭当たり200円を徴求している（乙2）。

25 (2) 補足説明

ア 原告と被告との間では、このほかにも、複数の柴犬の授受等がされているが、授受の時期等もはつきりしないものがあるため、上記認定事実に含めていないものがある。

イ 被告は、趣味で柴犬を育てているだけで、ブリーディングや販売を行っていないと主張するが、「徳島佐藤荘・四国優養荘」のウェブサイトには、「販売情報」、「購入方法」などの記載があること（甲4）からすると、被告及びるみは、その規模はともかくとして、一定の範囲で柴犬のブリーディングや販売を行っているものと認められる。

## 2 使用貸借の成否について（争点(1)）

### (1) 讃岐富士号を巡る法律関係について

ア 原告が、使用貸借に基づき本件各犬を被告に引き渡したと主張するのに対し、被告は、代物弁済等に基づくものであるとしてこれを争い、その前提として、讃岐富士号の売買解消に伴い原告が300万円の代金返還債務を負っていたと主張するので、まず、讃岐富士号を巡る法律関係について判断しておくこととする。

イ 原告から被告への引渡しの経緯について

(ア) 讃岐富士号を購入した経緯につき、るみは、次のように述べる（証人佐藤るみ）。

被告が、平成27年11月に広島県で開催される全国展覧会において優秀な賞が取れそうな成犬を求め、原告に相談していたところ、平成26年12月終わり頃、原告から、良い犬が見つかったと勧められ、100万円で成犬を購入したものの、後日、柴犬に詳しい知人から、受賞は難しいなどと言われ、原告が別の犬と交換するとして、その3日後頃に連れてきたのが讃岐富士号であった。内閣総理大臣賞や文部科学大臣賞を取れるような非常に優秀な犬で、現在の所有者である山中一敏（以下「山中」という。）から静岡県の飼育家である佐野へ譲渡される予定となっているが、被告が

希望するなら購入できるよう掛け合ってみるなどと述べ、被告が、多数の受賞歴を持つ佐野が購入しようとしている犬ということもあり、ぜひ購入したいと述べると、原告は、代金は300万円であり、先日の100万円に追加して200万円を支払ってもらいたいと述べた。そして、被告がこれを了承すると、原告はすぐにどこかに連絡をとり、買えるようになったと述べた。被告は、その場で200万円を支払い、讃岐富士号の引渡しを受けた。

(イ) 訳岐富士号について、血統書と譲渡証が被告に交付され、被告への所有者変更登録がされていることからすると、特段の事情のない限り、讃岐富士号の所有権を被告に移転するとの合意があったと推認すべきである。

この点については、原告が、日頃から、原告のグループに属する飼育家等に対し、柴犬を預けて飼育・調教させ、飼育家らが展覧会に出陳する際、所有権が移転していないにもかかわらず、所有者変更登録をして自己名義で出陳していたという事情があることから、原告と被告との間にも同様の関係があったとすれば、これが特段の事情に当たる余地はある。しかし、讃岐富士号が引き渡された当時、被告は、まだ柴犬の飼育の経験が浅かったことからすると、被告が、その当時、上記飼育家らのような、展覧会で受賞するだけの飼育・調教の技術を修得していたとは思われない。これは、被告が、柴犬を展覧会に出陳する際、竹田に対価を払って毛作りをしてもらったり、ハンドラーをしてもらったりしていたことにも表れている。このほか、被告が、当初、原告に対し、対価を払って柴犬を購入していたことには争いがないこと、被告が、原告から引渡しを受けた犬について、その都度、所有者変更登録を了していたこと、被告が原告のグループに属しているかどうかの認識を問われた竹田が、分からないと答えたこと（証人竹田曉）、被告に犬の貸付けを始める際の会話の内容について問われた原告が、「いい賞を取る犬を持ってきてくれ。」という程度の話しかなかつた

と答えており、原告とそのグループに属する飼育家らとの特殊な関係を詳しく説明した形跡がないこと（原告本人）などにも鑑みると、原告と被告との間に、原告とそのグループに属する飼育家らとの間と同様の関係があったとは認め難い。

原告は、被告のところは設備が整っており、また、るみが神経質に管理していることから、預けても大丈夫だと思ったからであると述べる（原告本人）が、上記説示に照らし、採用できない。

(ウ) ほかに上記(イ)の特段の事情を認めるに足りる証拠はないから、讃岐富士号の所有権は、一旦は被告へと移転したものと認められる。したがって、この点は、上記(ア)のるみの証言を裏付ける一方で、使用貸借であったとの原告の主張を排斥するものというべきである。

#### ウ 讃岐富士号の売買の解除について

るみは、平成27年9月頃、讃岐富士号に皮膚炎のあることが発覚し、展覧会への出陳ができないことから、讃岐富士号を返還し、代金300万円を返すよう求めたところ、原告が、代金の返還ができないので、代わりの犬を持ってくると申し出て、被告もこれを受け入れたと述べる（証人佐藤るみ）。

原告はこれを否定するが、讃岐富士号の皮膚炎については、治療を受けた記録が残っており（乙20）、上記るみの証言を裏付けていること、讃岐富士号が使用貸借であったとすれば、皮膚病で展覧会に出陳できないのに使用貸借を継続する必要はないこと、前記のとおり、讃岐富士号が売買により一旦被告の所有となったものと認められることに照らすと、使用貸借を前提とする原告の主張は採用できない。

原告は、讃岐富士号が被告から返還されたこと自体も否定するが、原告本人尋問において、被告から讃岐富士号の返還を受けたかとの質問に対し、たぶん返ってないと思うが、返ってないと断言はできないなどとあいまいな答えをするにとどまっている（原告本人）ことにも照らすと、上記るみの証言

の方が信用でき、これに反する原告の上記供述は採用できない。

なお、讃岐富士号の所有名義が、なお被告のままとなっていること（乙25）は、讃岐富士号に皮膚炎があり展覧会に出陳することができないため、名義変更の必要性がなくなったことが理由であると考える余地もあるから、  
るのみの上記証言を覆すに足りるものとはいえない。

したがって、讃岐富士号の売買契約の解除に伴い、原告は、被告に対し、300万円の返還債務を負っていたものと認められる。

## (2) 本件犬1, 2について

ア 本件犬1, 2につき、血統書及び譲渡証が被告に交付され、被告名義へと  
10 所有権変更登録がされていることからすると、特段の事情のない限り、本件  
犬1, 2の所有権を被告に移転するとの合意があったと推認すべきである。

イ 原告は、これらが使用貸借であると主張し、原告本人尋問において、本件  
犬1につき、前所有名義人である成沢が所有者で、原告が成沢から借りて被  
告に貸し渡したものであり；また、本件犬2につき、前所有名義人である佐  
野が所有者で、原告が佐野から借りて被告に貸し渡したものであると述べる。  
15

しかし、佐野は、本件犬2について、被告代理人からの照会に対し、血統  
書に記載のとおり所有権が移転しているため、自分には関係がない旨の回答  
をしている（乙38の1, 2, 乙39）ところ、これは、原告の上記主張と  
相容れないものである。これに加え、前記のとおり、原告と被告との間に、  
20 原告とそのグループに属する飼育家らとの間と同様の関係があったとは認  
め難いこと、本件犬1, 2は、いずれも平成22年秋に全国展で優良1席内  
閣総理大臣賞を受賞した光神竜号（H19-12096号）を父とし、血統  
がよいと見られるものであって、いずれも有名な飼育家とされる佐野の下で  
飼育されていたという点は、内閣総理大臣賞や文部科学大臣賞を取れるよう  
25 な非常に優秀な犬として、300万円もの高額で取得した讃岐富士号を返還  
する見返りに連れてこられたという被告の主張の裏付けになり得るもので

あることなどにも照らすと、原告の上記主張は採用できない。

ウ ほかに前記アの特段の事情が存在することをうかがわせる証拠はないから、本件犬1、2の所有権は、被告に移転したものと認められる。

エ これに、前記讃岐富士号を巡る法律関係において説示したとおり、原告が、被告に対し、讃岐富士号の売買契約の解除に伴い、300万円の返還債務を負っていたことを総合すると、原告は、被告に対し、上記返還債務の弁済に代えて、本件犬1、2の所有権を移転するとの合意に基づき、これらを引き渡したものと認められる。そうすると、原告と被告との間で、本件犬1、2について使用貸借が成立したと認めるることはできない。

10 (3) 本件犬3ないし5について

ア 本件犬3ないし5につき、血統書及び譲渡証が被告に交付され、被告名義へと所有権変更登録がされていることからすると、特段の事情のない限り、本件犬3ないし5の所有権を被告に移転するとの合意があったと推認すべきである。

15 イ そして、上記特段の事情の存在を認めるに足りる証拠はないから、本件犬3ないし5の所有権は、被告に移転したものと認められる。

ウ これに、これまで説示したような讃岐富士号を巡る法律関係及び本件犬1、2に関する上記説示を総合すると、原告は、被告に対し、讃岐富士号の売買契約の解除に伴う300万円の返還債務の弁済に代えて、本件犬3ないし5の所有権を移転するとの合意に基づき、これらを引き渡したものと認められる。そうすると、原告と被告との間で、本件犬3ないし5について使用貸借が成立したと認めるることはできない。

3 代物弁済ないし清算合意の成否について（争点(2)）

25 (1) 既に説示したとおり、本件各犬は、いずれも讃岐富士号の売買契約の解除に伴う300万円の返還債務の弁済に代えて、これらの所有権を移転するとの合意に基づき、原告から被告に引き渡されたものであると認められる。

原告と被告との間では、300万円に満つるまで柴犬を引き渡すとの合意があり、本件各犬の譲渡の都度、まだ300万円に満たないことが確認されたというのであるから、これは代物弁済の一種とみることができる。

(2) 原告が、被告への譲渡時において、本件犬3ないし5の所有権を有していたことは当事者間に争いがない。本件犬1、2について、原告は、処分権限を有していたと主張するところ、これは所有者に代わって本件犬1、2の管理処分をする権限をいうものと解される。

上記(1)のとおり、原告は、被告に対し、本件各犬の所有権を移転するとの合意をし、これに基づき、これらを引き渡したものであるから、本件各犬の所有権は被告に移転しており、原告の物権的請求権としての本件各犬の引渡し請求権は消滅したというべきである。

#### 第4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

15

高松地方裁判所民事部

裁判官

---

森 實 將 人

20

(別紙)

目 錄

1 犬名 健竜

登録番号 H 2 2 - 1 5 2 0 2

2 犬名 光神力丸

登録番号 H 2 4 - 1 4 8 1 8

3 犬名 光神蘭丸

登録番号 H 2 7 - 7 1 8 2

4 犬名 竜飛

登録番号 H 2 7 - 1 6 6 9 1

5 犬名 濱戸の天龍

登録番号 H 2 7 - 2 8 3 8 4

以 上